事務連絡

令和４年８月４日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

指定障害児入所施設　　　 管理者 様

板橋区福祉部障がいサービス課

**令和４年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　板橋区において、標記にかかる計画書を下記のとおり受付することとしましたのでお知らせいたします。

記

**１ 概要**

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和４年10月以降について令和４年度障害福祉サービス等報酬改定を行い、福祉・介護職員の収入を３％程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等支援加算」）が創設されます。

　福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定されている場合等は、ベースアップ等支援加算の算定対象となります（ベースアップ等支援加算と同時に福祉・介護職員処遇改善加算に係る計画書を提出し、算定される場合を含む）。

　なお、令和４年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を申請されている事業者についても、令和４年10月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

**２ 提出期限**

・令和４年10月から算定開始する場合　　　…　令和４年８月31日（水曜日）17時必着

・令和４年11月以降から算定開始する場合　…　前月15日まで

**３ 提出書類**

　下記ホームページより計画書のダウンロードをお願いいたします。

【URL】<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyosha/1039891.html>

**４ 提出方法**

①郵送

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係　宛

②メール

宛先：f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp

件名：「令和４年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について」

③窓口

板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口へ提出にてください。担当者不在の場合には、窓口対応した職員に書類をお渡しください。

※必ず、書類作成担当者様の氏名・連絡先等を記載すること。不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡させていただきます。

※個人情報を含む書類の提出がある場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いいたします。

**５ 注意事項**

様式のExcelデータは編集しないでください。

（例）Excelの各シートの削除、引用式の削除等

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２７３６

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９